令和4年度結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻 した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もっ て、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3条 知事は、令和4年3月23日付け府子本第242号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領」の別記3並びに令和4年3月23日付け府子本第244号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業(令和3年度補正予算)実施要領」の別記3及び別記4により市町村が行う事業(以下「市町村事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 対象となる世帯、補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表1及 び別表2のとおりとする。
- 3 第1項に掲げる補助金は、次により算出するものとする。

別表2の第3欄に定める対象経費の支出予定額(第12条の交付金の額の確定に おいては、実支出額)と市町村事業を実施するために必要な経費(以下「総事業費」 という。)から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 2の第4欄の補助率を乗じて得た額と、別表2の第2欄に定める基準額に支給見込 世帯数(第12条の交付金の額の確定においては、支給実績世帯数)を乗じた額に 別表1に定める対象となる世帯②に対する補助予定額(第12条の交付金の額の確 定においては、補助実績額)の総額を加えた額とを比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第4条 市町村事業において、市町村の長は、別紙様式第1による申請書を、知事が 定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の 上、交付決定を行い、別紙様式第2による補助金交付決定通知書を市町村の長に送 付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による申請取下書を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

- 第7条 市町村の長は、交付決定後に申請の内容を変更(別表3に定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 又は条件を付することがある。

(市町村事業の中止又は廃止)

- 第8条 市町村の長は、市町村事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止 (廃止) 承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨 を市町村長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第9条 市町村の長は、市町村事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は市町村事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による事業遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 市町村の長は、市町村事業の遂行及び支出状況について知事の要求があった ときは、速やかに別紙様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村の長は、市町村事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日(第8条により市町村事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに別紙様式第8による事業実績報告書を関係書類とともに、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市町村事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知書により市町村の長に通知する。
- 2 知事は、市町村の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその 額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ず る。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返環)

- 第13条 市町村の長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控 除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに、知事に報告しなければな らない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一 部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払 うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をす ることができる。
- 2 市町村の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙 様式第11による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、第8条の市町村事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - (1) 市町村の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若し くは指示に違反した場合
 - (2) 市町村の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町村の長が、市町村事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、市町村事業の全部又は一部を継続す

る必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する 補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を 命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第16条 市町村の長は、市町村事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して市町村事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、 前項の収支簿とともに、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存し なければならない。

(補助金調書)

第17条 市町村の長は、当該市町村事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第12による調書を作成し、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

対象となる世帯

- ① 新規に婚姻した世帯(令和4年1月1日以降で、結婚新生活支援事業を実施する市町村が定める日から市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。)であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に地域少子化対策重点推進交付金による補助を受給したことがある場合(他の自治体での受給を含む)は、補助の対象としない。
- ② 令和3年度に結婚新生活支援事業(令和3年度地域少子化対策重点推進交付金又は令和2年度地域少子化対策重点推進交付金(令和2年度第3次補正予算)の交付を受けて実施したものに限る。)による補助を受給した世帯であって、その受給額が、当該補助を給付した市町村が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかったもの。

(別表2)

補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率

○ 結婚新生活支援(都道府県主導型市町村連携コース)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和3年度地域 少子化対策重点 推進事業(令和 3年度補正の 第)実施要領の 別記3により 町村が行う事業	(1)夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 (一世帯当たり)400千円 (2)上記(1)以外の世帯 (一世帯当たり)200千円 (3)別表1に定める対象となる世帯②に対しては、令和3年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和3年度執行予算による受給済の額を差し引いた額	市町村が支給する経費 のうち、次に係るもの ① 婚姻に伴う住宅取得 費用、住宅のリフォーム 費用及び住宅賃借費用 に係る支援 ② 婚姻に伴う引越費用 に係る支援(引越業者又 は運送業者への支払い に係る実費に限る。)	2/3

○ 結婚新生活支援(一般コース)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和3年第二年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一	(1) (一世帯当たり) 150 千円 (2) 別表1に定める対象と なる世帯②に対しては、令和 3年度の1世帯当たりの補 助上限額として定める額か ら令和3年度執行予算によ る受給済の額を差し引いた 額	市町村が支給する経費 のうち、次に係るもの ① 婚姻に伴う住宅取得 費用、住宅のリフォーム 費用及び住宅賃借費用 に係る支援 ② 婚姻に伴う引越費用 に係る支援(引越業者又 は運送業者への支払い に係る実費に限る。)	1/2

軽微な変更の範囲

内 容

目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であって、交付決定 を受けた補助金の額の増額を伴わない場合